

信州大学医学部附属病院成人先天性心疾患センターと長野県立こども病院
循環器センターとの医療連携に関する協定書

信州大学医学部附属病院成人先天性心疾患センター（以下「甲」という。）と地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こども病院循環器センター（以下「乙」という。）は、相互に連携協力し、成人先天性心疾患患者に関する医療及び看護の質向上並びに地域の安定的な医療提供体制を確保するため、医療連携に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携協力を図り、それぞれが有する医療機能を効果的に発揮することにより、成人先天性心疾患患者に関する医療・看護の課題に適切に対応するとともに、相互の医療水準を高め、医療関係者の資質向上に資することを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 甲及び乙は、相互に患者の紹介・受け入れを行うものとする。
- (2) 甲及び乙は、受け入れ患者の診療が円滑に行えるよう各々体制を整備する。
- (3) 原則として甲は、乙の求めに応じて、乙の支援病院として指定を受けることを認めるものとする。

（診療）

第3条 甲及び乙は、必要に応じ、互いの施設を利用し、共同して診療を行うことができるものとし、双方の診療従事に必要な手続きは、当該施設の定めるところにより取り扱う。

（連携期間）

第4条 連携期間は本協定締結の日から協定日の属する翌年度までとする。ただし甲及び乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1か年延長するものとし、以後の更新についても同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定で知り得た患者の個人情報並びに業務上の秘密事項を第三者に開示または漏洩しないものとする。

（遵守事項）

第6条 当該施設の診療従事に必要な手続きを経た医師（以下「診療従事者」という。）は、院内では所定の名札を着け、院内の規則を遵守するとともに、施設管理運営に関しては院内の病院長の指揮下に属するものとする。

（災害補償）

第7条 診療従事者の院内における診療業務及び診療に従事するための移動中（以下「診療業務遂行中」という。）の負傷等に対する補償は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に規定するもののほか、当該施設の定めるところにより取り扱う。

（事故等の対応）

第8条 診療従事者が、院内の診療業務遂行中に生じた諸問題については、当該施設が解決に当たるものとする。

ただし、診療従事者に故意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（疑義の決定）

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲・乙間において協議の上、定めるものとする。

以上を証するため本協定書を2通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年6月16日

甲 長野県松本市旭3丁目1番1号
信州大学医学部附属病院

病院長

本郷一博



乙 長野県安曇野市豊科3100
地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立こども病院

院長

原田 順和

